

## 東京サマーランド フリーマーケット規則

### 1 フリーマーケット全般

- (1) 開催時間は 10 時から 15 時までです。(出店受付開始および買い物駐車場開場は 8 時です。)
  - ① 8 時から 10 時は出店準備時間とし、売買は可能ですが強引な値引きや購入は警告や通報の対象となります。
  - ② 当日でも天候等の理由により主催者が判断し、開催時間を変更する事があります。
- (2) 売買は、出店者と購入者双方の責任で行ってください。動作確認その他商品の保証に関する事や、代金または商品の受け渡しについて、主催者は一切の責任を負いません。
- (3) 会場内の事故や盗難は当事者の責任となります。商品の他、貴重品や金銭の管理に十分お気を付けてください。
- (4) 主催者は、電源および資機材の貸出しは一切行いません。
- (5) その他禁止事項は次の通りです。
  - ① 場内での乗り物の使用（車椅子やベビーカー類は除く）、宣伝活動（チラシ配布など）、音楽等の使用。
  - ② 車は指定場所の枠内に駐車してください。通路への駐車は厳禁です。
  - ③ パラソル、ハンガーラックなど持込みの備品類はしっかり固定してください。強風などで主催者が撤去を求めた場合は必ず従ってください。
  - ④ その他定めのない事項は法令や良識に則り主催者が判断します。参加する方は全て主催者の判断を遵守いただき、従っていただけない場合は退場していただく事もありますのでご了承ください。

### 2 出店について

- (1) 出店料は 1 店 4,000 円です。受付後の払い戻しはいたしません。(悪天候等で途中中止した場合も同様です)
- (2) 出店中は出店許可証をフロントガラス内側など、良く見える位置に提示してください。
- (3) 出店受付は 8 時から 10 時までです。規定台数に達し次第、受付は終了します。
- (4) 店の広さは 1 店につき駐車枠二つ分です。(およそ 2.5m×5m ×2 枠)
- (5) 出店場所と車の移動経路は主催者が判断し誘導いたします。出店者は必ず従ってください。
- (6) 開催中、会場内は車のエンジンおよび発電機の使用、車の移動・退出・入場はできません。
- (7) 開催終了後は後片付けをして速やかに退出してください。16 時 30 分以降は会場の利用はできません。
- (8) ゴミや残り商品、段ボールなどは出店者が必ず持ち帰ってください。

- (9) 主催者の判断に従っていただけない場合は、受付後でも出店許可を取り消す事があります。その場合も出店料の払い戻しはいたしません。また退場していただいたり、次回以降の出店をお断りする事もあります。

### 3 売買について

- (1) 売買禁止品は次の通りです。  
コピー商品（偽ブランド品、不正コピーした楽曲や映像媒体など）、食品（野菜・果物は除く、詳細は別記）、飲料、酒類、アダルト商品、医薬品、生き物(動物)、その他法令で禁止されている物品。
- (2) 野菜・果物は次の条件で販売可能です。
- ① 商品の名称と産地（都道府県名で可）を表示してください。
  - ② 試食は衛生面に配慮し、ゴミを販売者が持ち帰る条件で行えます。なお主催者は試食により生じた事態に一切の責任を負いません。
  - ③ 加工品、増殖の為の販売（苗や種子など）はできません。  
【野菜・果物の加工品の例：お菓子・ジャム・佃煮・漬物・キムチ・惣菜・ジュース】
  - ④ 容器包装した物は販売できません。
  - ⑤ 次に類する表示はできません。「無・減農薬」「栄養（ビタミン豊富など）」「効能（風邪予防・美容効果など）」
- (3) 物品の販売を伴わない出店（サービス出店）は次の条件で可能です。
- ① サービス出店とは以下のようなサービスを提供する出店とします。
    - a) 占い（手相占い・タロット占い・など）
    - b) 相談（恋愛相談・人生相談 など）
    - c) 即興の似顔絵など、芸を提供する出店
  - ② 料金の提示等について
    - a) 出店者はサービス内容と料金を提示してください。
    - b) 出店者は利用者へ事前にサービス内容と料金を説明し、利用者はそれを了承してください。
    - c) 出店者と利用者は、後双方が合意してサービスの売買を行ってください。
  - ③ 禁止事項
    - a) マッサージ、指圧、整体、カイロプラクテック、その他これらに類する行為。  
【例：相手の体に触れ、押す・揉む・捻るなどして健康やリラクゼーションなどの効果を謳う行為】
    - a) ネイルアート、メイクアップ、オイルマッサージ、その他これらに類する行為。  
【例：相手の体に薬剤や染料などを塗布して美容や健康などの効果を謳う行為】

- b) 購入者以外の不特定多数にチラシを配るなどの宣伝行為。出店スペース内の掲示は可。
- c) 音響機器や拡声器などの使用。
- d) その他法令、風紀等に抵触する行為、危険と認めた行為。

④ 出店方法

出店の手順と出店料は、物販店と同じとします。【「2 出店について」を参照】

4 その他禁止行為

- (1) ゲーム的販売行為（クジやジャンケンで商品や売買額が変わるなど）
- (2) 試食や試飲（スライサーの実演販売に伴う試食など）

以上